

緊急事態宣言の発令に伴う診療体制について

当院は、感染時に重症化しやすい透析患者さんが入院されており、4月7日に政府より発令された「緊急事態宣言」に伴う「基本的対処方針」において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療は、原則行わない医療機関として例示されています。

当院では、透析患者さんの生命を守るためにも、発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉等）、頭痛、倦怠感等を発症されている方の診察は、当面、お受けすることができなくなりました。また、PCR検査についても当院では行っていません。尚、初診の方につきましては、原則として電話診療とさせていただきますので、下記までお電話いただきますようお願いいたします。

今後の診療につきましては、大阪府の要請・動向を見ながら、改めてお知らせします。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

社会医療法人 頌徳会
日野病院 院長

【お問い合わせ先】日野病院 事務部 TEL：072-235-0090